

日時 令和6年8月27日（火） 午後1時30分

場所 八戸市公民館 1階 講義室

○出席者（12名）

坂本分科会長、小川委員、岡田委員、熊坂委員、阿達委員、佐々木委員、澤口委員、中谷委員、田名部委員、上田委員、慶長委員、高橋委員

○欠席者（5名）

河田委員、工藤（清）委員、間山委員、李澤委員、中嶋委員

○事務局（16名）

佐々木福祉部長兼福祉事務所長、長内福祉部次長兼障がい福祉課長

〔高齢福祉課〕町井課長、江渡地域包括支援センター所長、下斗米介護予防センター所長、町屋副参事、小田主幹

〔介護保険課〕三浦課長、佐藤（純）参事、佐藤（恵）副参事、大嶋副参事、青砥主査、村井主査、松倉主事

〔国保年金課〕鈴木副参事、馬渡主幹

司会：ただいまから、令和6年度第1回介護・高齢福祉専門分科会を開会いたします。

本日は、河田委員、工藤委員、間山委員、中嶋委員、李澤委員の5名が所用により欠席されておりますが、委員17名中12名が出席で、半数以上の出席者でありますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、今年度の当市の人事異動に伴い、事務局の新しい職員を御紹介いたします。

福祉部長兼福祉事務所長の佐々木結子でございます。

福祉部次長兼障がい福祉課長の長内慎治でございます。

高齢福祉課長の町井健二でございます。

介護予防センター所長の下斗米都でございます。

以上でございます。

それでは、坂本専門分科会長に御挨拶をお願いいたします。

また、八戸市健康福祉審議会規則第5条第11項の規定により引き続き、会長として議事の進行もよろしくお願いいたします。

分科会長：〔挨拶〕

議長：それでは、議事に入ります。

(1) 第8期八戸市高齢者福祉計画の実施結果について、事務局から説明願います。
事務局：案件(1)「第8期八戸市高齢者福祉計画の実施結果について」御説明いたします。

計画期間を令和3年度から令和5年度までとする第8期八戸市高齢者福祉計画につきましては、昨年度、10月開催の分科会において、令和5年9月末現在の実施状況を御報告した経緯がございますが、今回は、本年3月を以って計画期間が終了しましたので、改めまして第8期計画を振り返り、各成果指標の達成状況を中心に、実施結果について御説明いたします。

資料1「第8期八戸市高齢者福祉計画実施結果」を御覧ください。

本資料には、第8期計画に掲げている4つの施策について、施策ごとに成果指標と実施結果の概要、施策を構成する個別の事務事業の令和5年度の実施結果、今後の方向性等を記載しております。

1ページをお開きください。

まず、施策1「高齢者が生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」についてですが、成果指標を4つ設定しており、※印がついている3つの指標は、高齢者福祉計画策定にあたり実施する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の評価項目で、3年毎の実施となるため、実績値は令和4年度の調査結果となります。

1つ目、「健康状態が良い高齢者の割合」については、目標値80.0%に対して、実績値79.0%で、達成状況は未達成となりました。

2つ目「介護予防のための通いの場への参加割合」については、目標値11.0%に対して、実績値8.2%となり、達成状況は未達成となりました。要因としては、新型コロナウイルスによる外出の自粛等が考えられます。

3つ目「幸福感のある高齢者の割合」については、目標値83.0%に対して、実績値は83.9%となり、達成状況は達成となりました。

4つ目「軽度者へのリハビリテーション利用率」については、目標値、支援1：0.60%、支援2：1.70%、介護1：2.90%に対して、実績値、支援1：0.53%、支援2：1.19%、介護1：2.27%となり、達成状況は未達成となりました。リハビリテーション利用率は、全国的にも減少傾向にあり、新型コロナウイルスの影響が要因として考えられますが、引き続き、軽度者へのリハビリテーションの推進について、リハビリテーション専門職との連携や介護支援専門員への周知を行うとともに、介護予防センターにおける市民向けの実践等を推進してまいります。

Ⅱ実施結果についてですが、施策1では28の事業を登載しており、すべての事業が実施済みとなっております。

2ページからは施策1の登載事業の実施結果を掲載しております。

ページ飛びまして、17ページをお開きください。

施策2「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化」についてですが、成果指標を3つ設定しております。

1つ目、「地域包括支援センターの認知度」については、達成状況は未達成となりましたが、現状値27.6%に対して、実績値30.1%となり、認知度は上昇しております。引き続き、身近な高齢者の相談窓口として周知に努めてまいります。

2つ目、「市地域包括支援センター及び高齢者支援センターの総合相談件数」については、目標値 10,000 件に対して、実績値 10,316 件となり、達成状況は達成となりました。

3つ目、「認知症サポーター養成講座の受講者数」については、目標値 25,800 人に対して、実績値 21,357 人となり、達成状況は未達成となりました。こちらの要因としたしましては、新型コロナウイルスの影響により講座が開催できず、実績が伸び悩んだものです。

Ⅱ実施結果についてですが、施策2では36の事業を掲載しており、すべての事業が実施済みとなっております。

18ページからは施策2の掲載事業の実施結果を掲載しております。

ページ飛びまして、37ページをお開きください。

施策3「介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実」についてですが、成果指標を3つ設定しております。

1つ目、「第1号被保険者における中重度者認定率の割合」については、目標値 11%に対して、実績値 10.21%に抑えられており、達成状況は達成となりました。

2つ目、「「青森県介護サービス事業所認証評価制度」の認証法人」については、目標値9法人に対して、実績値 10 法人となり、達成状況は達成となりました。

3つ目、「介護ロボットの活用事業所」については、目標値 10%に対して、実績値 14%となり、達成状況は達成となりました。

Ⅱ実施結果についてですが、施策3では13の事業を掲載しており、すべての事業が実施済みとなっております。

38ページからは施策3の掲載事業の実施結果を掲載しております。

43ページをお開きください。

上段の介護事業者への指導・監督において、令和3年度から5年度にかけて、指導・監督等を実施し、今年8月9日付で行政処分を行った案件がございましたので報告します。

本日お配りした、参考資料1を御覧ください。

参考資料1についてですが、8月21日民生環境協議会にて議会へ報告し、テレビ・新聞などの報道で周知のこととは思いますが、改めて御説明いたします。

1. 行政処分を行った事業者名等は、社会福祉法人東幸会が東白山台で運営する特別養護老人ホームサンシャインであり、サービス種類は介護老人福祉施設となります。

2. 行政処分の内容は、令和5年4月に行った改善勧告を1月以内に実施することを命ずる、改善命令となります。行政処分日は令和6年8月9日、理由は令和5年4月に行った改善勧告に対して、同年5月に提出された改善報告書の一部が実施されていない上、再度介護の放任・放棄に該当する虐待が確認されたことによるものです。

3. 市の対応状況や経緯等について御説明いたします。令和3年9月から令和5年2月まで虐待疑いを含む通報を計7回受理しました。介護保険法に基づく運営指導及び監査を実施し、虐待を行った職員や施設長から状況等を聞き取った結果、虐待が認められたため、資料のとおり改善勧告を行い、その改善勧告を受けて、令和5年5月に施設から改善報告書が提出されております。

その後、令和5年11月から令和6年1月まで虐待疑いを含む通報が計3回あり、運営指導・監査の結果、介護の放任・放棄に該当する虐待が確認されたとともに、④改善報告書のiiの内容の欄において下線が引かれているbユニット会議の実施、入所者の心身状況の確認、入所者への介助や対応方法の平準化、PDCAサイクルが一部のユニットで実施されなかったことが確認され、行政処分に至っております。

4. 今後の対応ですが、来月以降施設の運営状況を確認するため、実地で確認する予定となっております。

今回は虐待ということで事業者に対し、改善命令をすることとなりましたが、市民の方々が安心して介護保険サービスを利用できるよう、事業者の指導などを通して、虐待防止に努めてまいります。

資料1に戻りまして、45ページをお開きください。

施策4「すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心なくらしの確保」についてですが、成果指標を2つ設定しております。

1つ目、「あんしんカード新規登録者数」については、目標値80人に対して、実績値70人となり、令和元年度からは増加したものの、達成状況は未達成となりました。要因としては、コロナ禍による外出控えが影響していると考えられます。今後も、広報誌等様々な機会を捉え、周知を図ってまいります。

2つ目、「成年後見制度相談件数」については、目標値540件に対して、実績値381件となり、達成状況は未達成となりました。相談件数は増加していないものの、相談へは全件対応しております。今後、支援を必要とする方に確実に支援の手が届くよう、更なる周知に努めてまいります。

Ⅱ実施結果についてですが、施策4では30の事業を登載しており、すべての事業が実施済みとなっております。

46ページからは各事業の実施結果や今後の方向性等を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で資料1の説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

A委員：3ページにあります、老人いこいの家の青山荘について、利用者総数7人ということで、これはどうして7人なのか教えてください。

事務局：青山荘は現在風呂が故障しておりまして、今年度修繕する予定です。そのため、昨年度は利用者が少ない状況です。

A委員：まだ直っていないということですか。

事務局：はい。

A委員：見通しも立っていないのですか。

事務局：今年度中に修理する予定です。

A委員：わかりました。

B委員：今日配っていただいた参考資料1で説明のあった指導された事案についてですが、期間として、21日に発表されたときに、ちょっと感じたことですがけれども、実際指導は21日より前にされたと思うんですけども、この日に発表された理由というか、こういった事象ですので、この指導した翌日なり数日の、そんなに遅くない時期に公表

してもよかったと個人的には思ってるんですけど、そこについて考え方等あれば教えていただければと思います。

事務局：遅い早いという感じ方がそれぞれあるかと思います。我々としては行政処分がないことを祈るばかりではあるのですが、処分をせざるを得ない状況になった時に、発表のタイミングはその事案も踏まえながら、検討していきたいと思います。

議長：よろしいですか。

B委員：はい。

C委員：行政の方からの指導をするための調査っていうのが事前に行われたと思うんですけども、例えばこれは、御家族からの通報だったのか、それとも職員、要するに内部告発のようなものが最初にあったのか。

というのは我々施設としてもその辺っていうのは、見えるときは見えるけれども、聞こえてこないときは本当に御家族から指摘されるまで知らなかったという可能性もあるんです。

ですから、そういう意味でも、この調査にかかった日数というのは、それは確かにすごいかかると思います。これは私も保育園の虐待の問題で実際に担当したことがありますけれども、やはりどの程度の情報で、ここまでのことが実施されたのかなというふうには感じました。

その辺について、市の方でお答えできる範囲で教えていただければと思います。

事務局：通報がどういう方かということは、公表しておりません。

ですが、我々としては通報があれば、それはどなたからであっても、現場に出向いて関係者の方、施設の方、利用者に対しての聞き取りが主になってくるんですが、そこで事実としてあるのかどうかということから確認をしていかなければ、やはり最悪こういう処分があったりするので、そういう形で対応しております。ちょっと時間がかかります。やはり色々な書類も見なければいけないので。そこは慎重に丁寧に対応していくことになります。

C委員：やはりこの事実確認っていうのはとても大変なことで、実際に例えば、最近、センサーがついてとか、カメラがついてとかっていう風にいろいろありますけれども、確かにプライバシーを侵害しない程度の内容、また御家族からの同意を得ながら、やはり介護の状況をもっともっと動画等で記録できるようにならないものかと。そのためにはすごい経費がかかるんです。実際に以前、防犯のためのカメラをつけてくださいっていうのがありました。その時にはせいぜい8台ぐらいしか予算が付かなかった。

ところが今は各居室にもつけた方が、より証拠性が高くなっていくのかなと。

確かにいろいろな介護の場面でカーテンを閉める、そうすることによって、そこが密室化してしまう。そういうところはあるんですけども、でもやっぱり私はここ1年ほど、そのことについて御家族とも協議をしてるんですけど、同意が得られるならば、もっともっとカメラを設置したいなと。

決して職員の介護を疑うのではなくって、介護が適切に行われているかの確認をしたいわけです。

そういう意味でも、私はぜひ市の方に監視カメラの設置についての予算化を、多少なりともお願いできないものかというふうに思っています。それじゃなくても、私の方も

建替えてから 25 年経ちます。そうするとナースコールもすごく古くなってしまっている。それを今予算化しているんですけども、やっぱりそういうところも含めて、対応できるようにしていきたい。

というのが、今この資料の中にもありましたけど、ナースコールを手の届かないところに設置した。確かに介護するときに邪魔であれば場所移動するっていう可能性はありますよね。だけれども、それを故意にやったというのであれば、全く話が違ってくるので、そういう意味でも、我々管理者だけじゃなくて、第三者が見て、それを客観的に判断できる資料を作っていく時代なのかなと。ちょっと嫌な内容になってしまうんですけども、やはり利用者の尊厳を考えたときには、そういうものも辞さずにやっていくしかないのかなという考えを持っております。

市の方にも特に予算化については、ぜひとも御考慮いただきたいなという風に思っています。

議長：ほかにございませんか。ほかに御意見がないようでありますので、ただいまの（１）については終わらせていただきます。

次に、（２）八戸市介護給付適正化計画の実施結果について、事務局から説明願います。

事務局：資料２の八戸市介護給付適正化計画の実施結果を御覧願います。

令和３年度から５年度までの介護給付適正化計画につきまして、国が定める主要５事業を当市でも実施しましたので、実施結果を御報告いたします。

①の要介護認定の適正化では、事業所等の介護支援専門員に委託している認定調査票の内容について、市がすべての調査票を確認し、判断誤りや矛盾点などを調査員に確認し、認識を共有することで、調査の平準化や適正化を図りました。

また、調査員の資質向上を目的とした研修会は、新型コロナウイルスの感染予防のため２年間は書面での開催でしたが、令和５年度は集合にて開催しました。

②のケアプランの点検は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランについて、自立支援の視点を中心に、サービス利用の根拠など、面談や事業所の運営指導において点検を実施し、目標件数を達成しております。

③の住宅改修と福祉用具に係る現地調査は、御家庭に伺い、工事内容や利用者の身体状況に応じた内容であるか点検しています。コロナの感染予防のため実施を見合わせた時期があり、３か年では目標件数に届きませんでした。

④の縦覧点検と、医療情報との突合につきましては、国保連合会に業務を委託しており、医療と介護の重複請求などを確認しておりますが、速やかに過誤申立がされない場合や間違いが続いた事業所には当課から連絡し、請求誤りの防止に努めました。

⑤の給付費通知は、対象者を抽出して年１回、介護給付費の通知を実施しました。

最後に今年度からの給付適正化事業についてですが、各保険者がより効率的・効果的に取り組むよう、国からこれまでの主要５事業を３事業に再編する指針が示されましたので、第９期の高齢者福祉計画の中に適正化事業を位置づけ、主要３事業を実施しているところです。

以上で説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、御意見、御質問等はございませんか。

〔質疑等なしの声〕

御意見等ないようですので（２）について終わります。

次に、（３）第９期八戸市高齢者福祉計画の実施について、事務局から説明願います。

事務局：（３）「第９期八戸市高齢者福祉計画の実施について」、御説明いたします。

資料３－１「第９期八戸市高齢者福祉計画の実施について」を御覧ください。

こちらの資料は、委員の皆様にご審議いただき、本年３月に策定した第９期八戸市高齢者福祉計画の概要や、第９期計画における新規事業について、その概要及び進捗状況を掲載したものととなります。

１．計画の概要をご覧ください。

策定に当たり御尽力いただいた委員の皆様におかれましては、改めての御説明となり恐縮ですが、第９期八戸市高齢者福祉計画は、目指す将来像を「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」とし、計画期間は令和６年度から令和８年度としております。

１ページから４ページにわたって掲げております４つの基本目標に基づき、４つの施策を実施することとしております。

まず、基本目標の１つ目は、「自らの知識と経験を活かし、地域のなかで生き生きと暮らす」で、実施施策は「生きがいをもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進」としております。

成果指標は３つ設定しており、※印の２事業については、高齢者福祉計画策定のために行っている介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の評価項目としております。

１つ目は第８期計画から継続して、「健康状態が良い高齢者の割合」としており、現状値 79.0%に対し、計画終了年度である令和８年度の目標値を１ポイント増の 80.0%としております。

２つ目は「生きがいのある高齢者の割合」としており、生きがいづくりの推進や社会参加の促進を測る指標として第９期計画から新たに設定したもので、現状値 55.3%に対し、令和８年度の目標値を 0.7 ポイント増の 56.0%としております。

３つ目は「要介護認定を受けていない高齢者の割合」としており、自立支援や介護予防・重度化防止の推進を測る指標として第９期計画から新たに設定したものです。今後、要介護認定者割合の増加が予想される中でも、現状を維持することを目標に、現状値 84.3%に対し、令和８年度の目標値も 84.3%としております。

実施項目は「健康づくりの推進」等３項目で、計 24 事業を実施する予定です。

２ページをお開きください。

基本目標の２つ目は、「住み慣れた地域のなかで、健やかに安心して暮らす」で、実施施策は「住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの深化・推進」となっております。

成果指標は３つ設定しており、１つ目は第８期計画で未達成だった「地域包括支援センターの認知度」としており、現状値 30.1%に対し、令和８年度の目標値は 2.4 ポイント増の 32.5%としております。

２つ目は「在宅医療介護 ICT ツール登録事業所数」としており、在宅医療・介護連携

の推進を測る指標として第9期計画から新たに設定したもので、現状値 290 事業所に対し、令和8年度の目標値は 17 事業所増の 307 事業所としております。

3つ目は第8期計画から継続して「認知症サポーター養成講座の受講者数」としており、現状値 20,769 人に対し、令和8年度の目標値は約 3,000 人増の 24,000 人としております。

実施項目は「包括的な支援体制の整備」等7項目で、計 20 事業を実施する予定です。

3 ページをお開きください。

基本目標の3つ目は、「介護サービスを適切に利用し、高齢者とその家族が安心して暮らす」で、実施施策は「介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスの充実」としてしております。

成果指標は3つ設定しており、1つ目は第8期計画から継続して、「第1号被保険者における中重度者認定率の割合」としており、現状値 10.38%に対し、令和8年度の目標値を 11%以内としています。

2つ目は第8期から継続して、「介護ロボットの活用事業所」としており、現状値 14%に対し、令和8年度の目標値は2ポイント増の 16%としております。

3つ目は「ケアプランデータ連携システム活用事業所」としており、介護現場の負担軽減を測る指標として第9期計画から新たに設定したもので、現状値 6.8%に対し、令和8年度の目標値は事業所の半数が活用することを目標に 50%としております。

実施項目は「適正な介護サービス提供体制の整備」等3項目で、再掲事業を含め計 13 事業を実施する予定です。

4 ページをお開きください。

基本目標の四つ目は、「人権と尊厳が尊重され、誰もが安心して暮らす」で、実施施策は「すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保」としてしております。

成果指標は2つ設定しており、1つ目は「困りごとを相談できる人や窓口がある高齢者の割合」としており、地域における見守り体制の充実を測る指標として第9期計画から新たに設定したもので、現状値 96.0%に対し、令和8年度の目標値は 0.2 ポイント増の 96.2%としております。

2つ目は第8期から継続して「成年後見制度相談件数」ですが、第9期計画からは相談の延べ数ではなく、受け付けた案件の数としています。現状値 221 件に対し、令和8年度の目標値は9件増の 230 件としております。

実施項目は「地域見守り体制の充実」等5項目で、計 29 事業を実施する予定です。

次に資料3-2を御覧ください。こちらは、ただいま御説明した実施施策や実施項目をはじめ、事務事業等を一覧にまとめたものです。

事務事業名の左に区分という欄がありますが、こちらは第8期計画からの事業の動きを記載したもので、ここが空欄のものは第8期から引き続き実施する事業となり、再掲含め計 69 事業ございます。

新規と記載したものは第9期計画から新たに開始する事業で、再掲含め計 6 事業ございます。

追加と記載したものは既存の事業で、市としてはこれまでも実施してきたものですが、第9期計画から新たに計画に位置付けた事業で、計6事業ございます。

拡大と記載したものは事業内容を拡大して実施する事業で、計4事業ございます。

縮小と記載したものは事業内容を縮小して実施する事業で、1事業ございます。

新規事業のうち、介護サービス提供体制の整備に係る4事業については、次の案件で触れる予定です。

新規事業のうち、介護人材の確保と定着に係る二つの事業「介護支援専門員資格取得・定着支援」と「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」については、昨年度の分科会において取組の詳細を御説明しておりませんので、事業について御説明いたします。

資料3-1に戻っていただき、5ページをお開きください。

(1) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業についてですが、近年、介護人材の不足を補うため、外国人介護人材の受入れが進んでおり、市内でも、令和5年8月は29人、資料にはございませんが、今年8月の調査では42人を受け入れている状況です。

しかし、外国人介護人材の受入れは、コミュニケーションや生活支援といった面での負担感から、受入れに躊躇する施設も多いのが実状です。

そこで、事業内容ですが、施設の負担軽減と外国人介護人材の雇用促進を図るため、外国人介護人材や受入れ施設を支援するとともに、研修会や講習会を開催するものです。

現在の進捗状況ですが、主に3つの取組を行っており、①外国人介護人材定着支援事業は、介護施設が行う業務マニュアルの翻訳費用や日本語学習、生活支援に要する経費を補助するもので、今後、交付要綱を作成し、事業を開始する予定です。

②外国人介護人材交流会・研修会事業は、外国人介護人材や介護施設を対象に、各種交流会や研修会を開催するもので、研修会は11月に、交流会は12月に開催を予定しております。なお、交流会・研修会は八戸学院地域連携研究センターに委託して実施します。

③外国人介護人材ヘルプデスクの設置は、外国人介護人材等が雇用環境や生活習慣などの違いにより直面する困り事や悩み事について、介護保険課で相談を受け、関係機関への連絡調整を行うもので、8月23日より実施しております。

6ページをお開きください。

(2) 介護支援専門員資格取得・定着支援についてですが、介護支援専門員は5年ごとの法定研修が必須ですが、費用面や労力の面から、資格更新をしないケースがあり、市内の在宅サービス利用者に対する介護支援専門員の数は、令和2年度302人から令和5年度257人と、約15%減少している状況です。介護サービスの需要が増える中、介護を必要とする方がサービスを適切に利用し安心して暮らすためには、介護支援専門員の人材確保及び定着が急務となっております。

そこで、事業内容ですが、介護人材の確保・定着を図るため、介護支援専門員が減少する要因の一つである研修費用について支援を行うものです。

現在の進捗状況ですが、交付要綱や交付に当たってのQ&A等を作成し、8月23日よ

り受付を開始しております。

対象者は市内の居宅介護支援事業所などでケアプランを作成し、来年度以降も従事する方で、補助額は研修費用の半額となります。

参考までに、今年度の青森県実施の研修及び研修費用は御覧のとおりです。

以上で資料３－１及び３－２の説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

D委員：６ページ、(２)の介護支援専門員の資格取得と定着支援について、この件につきましては賛成ではございますけれども、今の現状についてですね、更なる対策を講じていかなければいけない状況だと思っておりますので、私個人の意見ですけれども述べさせていただきたいと思います。

ケアマネは私達の世代、といいますと５０代以上が第１回目、第２回目、第３回目あたりの、一番合格率が良いあたりに、取得しております。年数が経つに従って、私も既に更新はしておりませんけれども、役職が変わったりですとか、個人個人家庭の状況によっては働き方が変わっているのもありまして、今後さらにケアマネの確保が難しくなる時代が来るのだと思っています。

当法人を考えましても、５、６年から１０年持つかないというような状況で、職員の方が高齢化といいますか、そういった職員が多くなっております。現場の若い世代の職員については、介護支援専門員という資格に対して、魅力とかメリットを感じる職員というのはほぼいないというように、当法人については考えています。

新規で受験資格取得の試験を受けてくれる者もいなければ、個人のスキルアップということで受けたとしても、実際の業務に就くというような職員はおりません。

負担のところが増えるということと、どうしても書類の管理に追われるというあたりについてが、私達の法人においての課題かなという風に思っております。介護職員同様に介護支援専門員につきましても、やりがいのある仕事であることには変わりがないわけですから、そういう風なところで、魅力ということについて再度周知を図っていかねばならないということと、あとは書類のあたりがですね、もう少し、枚数が多いということに関しましては、市で決めることでも何でもありませんけれども、それがどうしても運営指導の中での評価ということに直結しますので、どうしても書かなければならないというところがありますので、書類の面での負担というところについても、何らかのサポートということも必要になっていくだろうなと思っております。

この金銭の支援については賛成でございます。

議長：ほかにございませんか。

E委員：外国人の雇用に関してなんですけれども、今既に八戸で４０名以上という風に聞きましたけれども、国でもそうなんですけど、人が足りないから外国人を呼んできて仕事してもらおうって、実際にうまくいってるんですか。

そこにお金を使う前に、外国人の対比として日本人っていう言葉を使いますけれども、今の日本の国自体も人手が足りないから労働力が足りないからって、外国人をどんどん入れましようと言って決してうまくはいってないと思うんです。

日本はですね、どちらかというと、例えばアメリカのように移民国家でもないし、ヨーロッパのように、多民族国家のところもあったりするんですけれども、単民族国家と

してですよ。そこに外国人が入ってきて、生い立ちといいますか、育った環境全て何から何まで全然違う環境の中で、外国人が介護という、例えばお年寄りを相手にして、そこまできちんと心のこもったサービスを求められるのかっていうとですね、すごく大変なことだと思うんです。

そこに予算を組んで、外国人がもっと来るようにしようという前に、どうして日本人が介護の現場の中に積極的に参加してこないのだろうかっていうところに、お金を使うべきなんじゃないかなって個人的には非常に思います。

ですから、諸外国を見て、例えば、皆さん聞くとと思うんですけど、北欧は非常に介護が先進的だって言ってもですね、そこに入ってくる外国人が、いろいろな、様々な問題をすごく起こしてるっていうことも事実で、それはほとんど報道されてないという事実があるんです。

そうすると、一生懸命外国人を呼びましょう、外国人って言ってもこれ外国人っていうと中国ですか、ベトナムですか。

事務局：ミャンマーとか、何か国もあります。インドネシアとか。

E 委員：そうですか。そうすると、そういうところで非常に高いハードルをクリアして日本へ来て、日本のために日本のお年寄りのために、誠心誠意働いてくれるのだろうかっていう疑問って、誰でも持っているんじゃないかなという風に思うのですけれども、非常に人が足りない、外国人を呼んできて教育して働けるようにしようっていうのは、とっても短絡的な考え方で、そうではなくて、そもそも日本人が介護の現場から離れていって、そういう職に就きたくない、あるいは就かないという、その根本的なそもそもの問題を解決することに、お金を使っていった方がいいんじゃないのかと私は個人的に思います。

議長：これはE委員の意見として、ここで今の件を議論するっていうことではなくて、意見として承るだけでよろしいですか。

E 委員：はい。

議長：ほかにございませんか。

F 委員：E委員がおっしゃってくださったので、皆さん、同じような思いをどうしても持たれていると思うのですが、私どもの方で八戸学院大学におりまして、5年前から介護福祉士を目指す留学生を受け入れているわけですね。インドネシアの方、フィリピンの方、中国の方それからベトナムの方、今年はタイの方もおいでになりますが、様々実際おります。これまで卒業した学生は、留学生は7名おりますけれども、全て介護福祉士の資格を取得して、入ってきた学生全て介護福祉士の資格を取得して卒業してもらっています。

もちろんその国民性というようなところで不安感っていうのはすごくあって、私も実際に受け入れるときに、大丈夫なんだろうかって本当に最初に思いました。一番最初フィリピンの方が4名入ってきたんですが、全くとっていいほどお話もできず、実はX施設にお世話になった経緯があったんですが、実習などで、それぞれ皆さんにお世話になっていまして、それでも、その学生はですね、2年生になったら日本語能力の検定試験もN2を取ったりN1を取って、卒業しています。

実際今も青森の施設で働いております。今4年目に入りましたけれども、戦力として

仕事に就いているという経緯があります。

非常に温かい、なんていうか心根が優しくて高齢者の方々を敬うという、それぞれ違うですね、やっぱりフィリピン、タイ、インドネシアとそれぞれ違う感覚なんですけれども、それぞれ高齢者の方や障害者の方に対して、どういうふうにしていけばいいのか、そういうことをちゃんと学校で学んでもらう期間を設けるということも一つあるのかも知れませんが、文化的なところを2年間で感じてもらうというようなところもあるからかも知れませんが、非常に優秀な学生も多くて、そのように卒業している人もいます。一方でそうじゃないところも噂としてはやっぱり聞きますし、技能実習生、特定技能で入られてる方でも、逃げていなくなっちゃう事例ももちろんございますので、全てが良いというわけではないですが、全てが駄目だっていうわけでもないというところを皆様に知っていただくという時間とか、機会が必要なのかなと。

日本人でも仕事に就くと辞めたりしますし、資格を取れなくて何年も暮らすっていうこともあるかもしれません。私は全然外国人推奨派ではなくて、もちろん日本人の方の介護を受けたいという方もたくさんいらっしゃいますし、E委員がおっしゃったように、日本人の方に対するアプローチも、大学の方でも引き続きやっていきたいなと思っていますし、現在もやっているところですが、それでも何人か足りないときの戦力としては、今までの学生に関してだけ言えば、本当に優秀。非常に戦力になって働いているというようなところ、皆様にぜひ知っていただきたいと思って、お話をさせていただきました。

議長：今のF委員のことも、御本人、学校も含めての現状の説明でしたので、これでいいですね。

E委員：すいません、卒業した学生は、国籍はどうしていますか。

F委員：国籍はそのままです。

E委員：日本の国籍を取るわけではないのですか。

F委員：違うんです。介護というので、永続的に働くことができます。だから結婚しても居れるし、そうじゃなくても介護というような職業がありますので、ずっと働くことができる。

議長：一応この件はとりあえず収めたいと思いますが、よろしいですか。本筋がずれると困るので。第9期計画を行うに当たっての説明でございますので。

外国人のことをテーマにした会議ではありませんので。

一応、立場が違うといういろいろあると思います。今のは、第9期八戸市高齢者福祉計画の実施についてで、新たなものを、こういうことをやっていきます、という説明でございました。よろしいですか。

E委員：内容に関して、私は反対ですっていうのは、ここで表明はできるんですか。第9期の計画に対して。

議長：いえ、第9期の計画はもう決めたことでございますので。今こういうことをやりますよっていうことで、改めて委員の皆様には細かく説明をしているところであります。これに反対とか云々ってなるとまた話が全く違ってきますので。よろしいですか。

E委員：はい。

議長：ほかにございませんか。

それでは、これは第9期の報告でございますので、審議案件ってということではなくて、こういう風にやっていきますということですので、他にないようですので、この(3)については終わります。

次に、(4)第9期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備の概要について事務局から説明願います。

事務局：資料4「第9期八戸市高齢者福祉計画に基づく介護施設等の整備の概要について」を御説明いたします。

まず、「1. 整備の内容について」ですが、昨年度の分科会で御審議いただいた内容に基づき、本年3月に策定した「第9期八戸市高齢者福祉計画」では、4種類の介護サービス基盤を整備することとしております。

1つ目の「看護小規模多機能型居宅介護」は、小規模な住居型施設への「通い」や、短期間の「宿泊」、自宅への「訪問」といったサービスに、「訪問看護」の機能を組み合わせた「複合型サービス」とも呼ばれるサービスとなっており、今後増加することが見込まれている「医療と介護双方のニーズを有する高齢者」に対応することが可能なサービスとして1か所を整備する予定としております。

2つ目の「認知症対応型共同生活介護」は、認知症の方を対象とした専門的ケアを提供する「グループホーム」となっており、認知症高齢者の増加に対応するため36床を整備する予定としております。なお、認知症高齢者グループホームは9床を1ユニットとし、1事業所あたり2ユニット(18床)までとなっておりますが、今回の整備につきましては、新設18床が2事業所でも構いませんし、新設18床が1事業所、増床9床が2事業所といった組み合わせでも可能とする予定としております。

3つ目の「特定施設入居者生活介護」は、有料老人ホームなどの入居者に介護や機能訓練等のサービスを提供する「介護付きホーム」とも呼ばれるサービスとなっており、要支援から中重度の要介護者、医療ニーズのある方など、様々な状態の利用者を受け入れる住まいのサービスとして、既存施設からの転換により120床を整備する予定としております。

4つ目の「介護老人福祉施設」は、「特別養護老人ホーム」、いわゆる「特養」と呼ばれる施設となっており、常時介護を必要としている方に対応するため、既存施設の増床又は併設する短期入所生活介護(ショートステイ)からの転換により15床を整備する予定としております。

続きまして、「2. 事業者の選定について」ですが、第9期計画に基づく介護サービス基盤の整備につきましては、整備・運営を行う事業者を公募により募集し、書類による一次審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査の2段階方式により事業者を選定する予定としております。

なお、一次審査は、提出された応募書類に基づき市が機械的に採点を行うものであり、二次審査は、別途、選考会を開催して審査を行う予定としております。

続きまして、「3. 今後の主なスケジュール(予定)」についてですが、まずは9月下旬に募集要項を公表する予定としており、市ホームページ、広報はちのへ、事業所宛てメールにより周知を行う予定としております。

応募の受付期間は10月1日から11月15日までとし、12月中旬頃に一次審査の結果

を通知する予定としております。

その後、年明け1月24日、及び27日に二次審査（選考会）を実施し、2月下旬までには選考結果を通知する予定としております。

なお、選考結果通知の時期にもよりますが、2月19日開催の第2回専門分科会において、選考結果の報告をする予定としております。

以上で資料4の説明を終わります。

議長：ただいま介護施設等の整備の概要について事務局から説明をいただきました。今後、スケジュールに基づいて進められ、次回の分科会において事務局から、事業者選定の結果について報告を受けるということになります。

その予定で進めますが、委員の皆様、それでよろしいですか。

〔同意する声〕

それでは次の分科会で、事業者選定者の結果について報告を受けたいと思います。

（4）については以上で終わります。

次に、3. その他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る実績報告及び実施計画について説明願います。

事務局：資料5について御説明いたします。

この高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、国が、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、医療保険による保健事業と、介護保険による介護予防事業、かかりつけ医による医療を組み合わせ、フレイルの恐れのある高齢者を包括的に支援していく仕組みづくりを行う事としているため、当市でも昨年度より開始しました。

本事業は、青森県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、個別支援である「ハイリスクアプローチ」と、通いの場等での積極的な関与を行う「ポピュレーションアプローチ」を行っております。

令和5年度実績です。

ハイリスクアプローチの実施内容は、外部委託業者の保健師の、訪問や電話による保健指導となります。なお、対象者は、国保年金課の企画・調整担当保健師が、KDBシステム、正式名称は国保データベースシステムと言い、健診・医療・介護のデータ等に係る情報を閲覧できるシステムになりますが、そちらを用いて抽出を行っております。

指導内容は大きく3つに分かれております。

①の「生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導」は、糖尿病、高血圧症の未治療によるコントロール不良者及び治療中断者を対象として、受診勧奨や、個人に合わせた生活習慣に関する健康相談・保健指導を行いました。

②の「重複・頻回受診者、重複投薬者への相談・指導」は、受診や内服について改善点がありそうな方を対象として、医療受診の適正化や服薬管理方法等について健康相談・保健指導を行いました。

③の「健康状態不明者等への相談・指導」は、当市では過去3年間、健診、医療、介護の利用情報がなく健康状態が不明な方を対象として、後期高齢者の質問票を用いて状況を把握し、健診や医療の受診勧奨や、個人に合わせた生活習慣に関する健康相談・保健指導を行いました。

実績は、表のとおりになります。

対象人数は、（青森県後期高齢者医療）広域連合が大筋で決めています、人数が多すぎる場合は医療専門職の判断で絞込みをかけたり優先順位をつけて良い事となりますので、そのようにして出した人数になります。

基本的に相談希望のある方に相談を行うのですが、健康状態不明者だけは、文書でも電話でも連絡がつかない方は安否も気にかかるため、予約なしではありますが家庭訪問を実施したので、6割近くの指導率となりました。

また、保健指導時に、介護保険サービスや支援が必要と思われるケース13件については、地区担当の高齢者支援センターへ情報提供をしてもらいました。

ポピュレーションアプローチは、通いの場等への積極的な関与を行うことになっております。通いの場とは、皆様御存じとは思いますが、厚労省によりますと「地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して『生きがいづくり』『仲間づくり』の輪を広げる場所」とされております。そこへ医療専門職が積極的に関わりフレイル予防を行うのがポピュレーションアプローチです。

当市のポピュレーションアプローチは、高齢者支援センターによる介護予防教室や市保健師・栄養士による町内健康教室・健康相談を通いの場として捉え実績としております。

実施内容、1つ目は① 運動・栄養・口腔等のフレイル予防の普及啓発、健康教育・健康相談を実施しました。

2つ目は② 後期高齢者の質問票の活用でフレイル状態にある高齢者を把握し、生活習慣に関する保健指導や筋力低下等に対する支援を行いました。

3つ目は③ 健康に関する相談等が気軽に行える環境づくりとしては、地区の生活館や集会所及び公民館など、住民の方が集まりやすい場所での実施を行っております。

実績は裏面をご覧ください。介護予防教室は65箇所、参加延べ人数5,421人、地区で行われる健康教室・健康相談は30箇所、参加延べ人数814人、合計95箇所、6,235人でした。

今後、KDBシステムの昨年度実績の最終更新を待って、指導の評価を実施していく予定です。

次に令和6年度の実施計画となります。

ハイリスクアプローチは前年度の実施項目は継続して実施し、それに加え、「低栄養に関わる相談・指導」を新規で開始しております。体格が「やせ」と判定されるBMI18.5未満の方に、委託先の管理栄養士が6か月の間に3回訪問し栄養指導をします。

低栄養は105人、生活習慣病234人、健康状態不明者は313人となりました。

なお、重複・頻回受診者は、県広域連合が8月頃に併用禁忌薬剤の使用をしている方へ薬剤師の健康相談を勧奨するハガキを出すため、それが終わった後に、被らないよう対象者を出すこととしておりますので9月抽出予定です。

ポピュレーションアプローチも昨年度同様に実施予定です。

以上で資料5の説明を終わります。

議長：ただいまの説明について、御意見、御質問等はありませんか。

G委員：ちょっと確認させていただきたいのですが、ハイリスクアプローチの中で、重複頻回受診者とか重複投薬者に関する相談とかですね、保健指導等を受けているのは保健師さんですか。

事務局：訪問に伺って、そういった指導してるのは保健師になります。

G委員：できれば専門職として薬剤師を活用していただきたいと。今年も令和6年度の計画で同じような抽出されるようなお話もありますし、できる範囲でポピュレーションアプローチの方もですね、集いの場とか、通いの場とかでもですね、御協力できる範囲に関してはできるだけやりたいと思っておりますので、まずは御相談していただければいいかと思っております。よろしくお願いします。

事務局：わかりました。よろしくお願いいたします。

議長：薬剤師会からの申し入れですので、そこは事務局の方で検討して、第9期に活かせるかどうか対応してください。

他に御質問ございませんか。

御意見等ないので 3. その他について終わります。

以上で、本日の議事は終了いたしました。事務局より、連絡事項をお願いします。

事務局：活発な御意見、また御審議等ありがとうございました。

次回、第2回介護・高齢福祉専門分科会は、令和7年2月19日水曜日、午後1時00分から、会場は本日と同じこの建物の2階会議室を予定しております。

後日、文書等で御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、八戸市公会堂及び八戸市公民館は、ネーミングライツの導入により、10月1日より「SG GROUP ホールはちのへ」に呼称が変更となります。

以上で、連絡事項を終わります。

司会：これをもちまして、第1回介護・高齢福祉専門分科会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。